

特定公共賃貸住宅申込要領

1 申込みの資格

次の要件を全て備えている方に限ります。

- (1) 市町村税を滞納していない方。
- (2) 所得が市長の定める基準に該当する方
- (3) 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他の予約者を含む)があること。
- (4) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 連帯保証人を立てられること。

※連帯保証人の要件

- ア 国内に住所を有する者であること。
- イ 独立の生計を営む者であること。
- ウ 賃貸借契約締結時の月額家賃に12を乗じて得た額を根保証極度額(以下「極度額」という。)とし、その極度額を限度に当該入居決定者の家賃その他の当該特定公共賃貸住宅に係る一切の債務を保証することを承諾できる者であること。
- エ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に入居していない者であること。
- オ 収入を有し、市町村税の滞納がない者であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

★注: 申込者が外国籍の方については、中長期以上(特別永住者含む)の在留資格があり、賃貸借契約の内容が理解できる方に限ります。

2 申込書類

(1) 特定公共賃貸住宅入居申込書及び同意書

※収入の有無に関係なく入居者全員のマイナンバーを記載してください。

※17歳以上(または、高校2年生以上)の名義人を含む世帯員の方は、裏面の同意書に自署で記入してください。

(2) 課税証明書(非課税証明書)(前年の所得を証明する書類)(連帯保証人)

※申込世帯員を含む年の途中で就職・転職している方は、給与見込証明書の提出が必要です。

※申込世帯員を含む年の途中で退職しており、その後再就職をしていない方は、退職証明書の提出が必要です。

※申込世帯員を含む退職の予定が確定している方は、退職予定証明書の提出が必要です。

(3) 完納証明書(過去から現在まで税金の滞納がないという証明書)(所得のある世帯員及び連帯保証人)

※富士吉田市役所の税務課証明窓口で発行しています。

他市町村については、準ずる証明書。(ない場合は納税証明書でも可)

(4) 婚約している方は、婚約承諾書

(5) 入居収入基準が緩和されることとなる場合にはそれを証する書類

・知的障害を持っている方は、療育手帳の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

- ・外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- ・RESIDENCE CARD or SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE

※申込書提出時に名義人となる方の次の書類が必要となります。

・番号確認書類

(個人番号カード・通知カード・マイナンバー入りの住民票)

・本人確認書類

(1) 次の書類から1点

(運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・パスポート・在留カード・障害者手帳)

(2) (1)が困難の場合次の書類から2点

(保険証・年金手帳・児童扶養手当証書 等)

3 申込書の有効期限

申込書の有効期間は入居資格認定がされた時から1年間です。

1年を経過しますと申し込みは無効となります。

期限切れについては、市からは連絡いたしませんので、御承知おきください。

4 特定公共賃貸住宅入居資格所得基準

所得基準額 158,000円 ~ 487,000円 (1ヶ月)

※申込者に2人以上所得がある場合には、所得を合算して計算します。また、扶養控除のほか、老人扶養控除、障害者控除(普通・特別)寡婦(夫)控除、特定扶養控除があります。

○ 給与所得者の入居資格所得計算

給与所得控除後の金額の合計 - (380,000円 × 扶養親族人数)

12ヶ月

○ 自営業者の入居資格所得計算

確定申告した年間所得額 - (380,000円 × 扶養親族人数)

12ヶ月

《参考》入居者資格の収入基準額

世帯人数	収入基準額(年収)
2人世帯	3,512,000円 ~ 8,248,888円
3人世帯	3,996,000円 ~ 8,671,111円
4人世帯	4,472,000円 ~ 9,093,333円
5人世帯	4,948,000円 ~ 9,515,555円
6人世帯	5,424,000円 ~ 9,937,777円